

## 議案第34号

石岡市子ども・子育て会議条例の一部を改正する条例を制定することについて

石岡市子ども・子育て会議条例の一部を改正する条例を制定することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第1号の規定により議会の議決を求める。

令和5年2月21日 提 出

石岡市長 谷 島 洋 司

提 案 理 由

子ども・子育て支援法の一部改正に伴い、当該条例の一部を改正するため。

## 石岡市子ども・子育て会議条例の一部を改正する条例

石岡市子ども・子育て会議条例（平成25年石岡市条例第13号）の一部を次のように改正する。

第1条中「。以下「法」という。」を削り、「第77条第1項」を「第72条第1項」に改める。

### 附 則

この条例は、令和5年4月1日から施行する。